

令和6年度

西いぶり広域連合
監査結果報告書

定期監査

西いぶり広域連合監査委員

目 次

西監報第 1 1 号

定期監査の結果に関する報告の提出について	1
第 1. 監 査 期 間	2
第 2. 監査執行箇所及び書類審査年月日	2
第 3. 監 査 執 行 者	2
第 4. 監 査 の 範 囲	2
第 5. 監 査 の 方 法	2
第 6. 監 査 の 結 果	2

西 監 報 第 1 1 号
令和 7 年 2 月 2 0 日

西いぶり広域連合長 青 山 剛 様

西いぶり広域連合
議 会 議 長 早 川 昇 三 様

西いぶり広域連合
選挙管理委員会委員長 近 江 毅 様

西いぶり広域連合
監査委員 杉 本 久佐男

監査委員 五十嵐 篤 雄

令和 6 年度定期監査の結果に関する報告の
提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に
基づき、定期監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、
その結果を次のとおり提出します。

第 1. 監査期間

令和 6 年 1 0 月 2 8 日から令和 7 年 1 月 2 7 日まで

第 2. 監査執行箇所及び書類審査年月日

執 行 箇 所	書類審査年月日
総務課	令和 6 年 12 月 11 日、12 日
共同電算室	
会計課	令和 6 年 12 月 16 日
議会事務局議事課	
選挙管理委員会事務局	

第 3. 監 査 執 行 者

監査委員 杉 本 久佐男

監査委員 五十嵐 篤 雄

第 4. 監 査 の 範 囲

令和 6 年度における財務に関する事務の執行及びこれらに関連する事務

第 5. 監 査 の 方 法

監査対象部局から提出された資料をもとに、当該部局の事務が関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているかを主眼として、関係職員からの説明聴取を行うとともに、関係書類の抽出による検査、実地調査により監査を実施した。

第 6. 監 査 の 結 果

全体を通じておおむね適正に処理されていると認められた。

今回の監査では、手数料の支出事務に不適切な事例が見受けられた。

これは、事務の執行に当たり手続きの確認を怠っていたことに起因するものであり、各所属においては常に根拠法令等を確認するとともに、事務処理の誤りを未然に防止するチェック体制の徹底が望まれる。

今後とも、管理監督者は、決裁過程等における精査を十分に行うとともに、所属職員に対する適切な指導・助言に努められたい。

また、今後の各業務のデジタル化の推進などに当たっては、職員一人ひ

とりが基本的なルールを理解・遵守することはもとより、不注意によるミスなど人為的なエラーを極力回避できる仕組み、運用を図るとともに、限られた人材を最大限活用できるよう、一層効率的な行政運営が望まれる。

なお、細部にわたる注意又は留意すべき軽易な事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告書では省略した。

以下、監査結果の概要は、次のとおりである。

1. 収入事務について

主として、関係市町負担金、行政財産目的外使用料、ごみ処分手数料、土地建物貸付収入、資源回収物売払収入及びごみ処理費雑入の収入事務について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

2. 支出事務について

主として、報酬・職員手当等の支給事務、時間外勤務手当・休日勤務手当・旅費の支出事務、物品の購入事務、修繕料・手数料・業務委託・賃借の契約事務及び公の施設の指定管理に係る契約事務について監査を行った結果、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

(1) 手数料の契約事務について

1件の予定価格が30万円以上の随意契約について、2人以上の者から見積書を徴さなければならないところ、1人の者から見積書を徴していたものが見受けられた。

西いぶり広域連合契約に関する規則第2条に基づき準用している室蘭市契約に関する規則の例により、適正な事務の執行に努められたい。

(総務課)

3. 財産管理事務について

行政財産の目的外使用許可の状況、普通財産の貸付状況、備品の管理状況、被服貸与事務、公用車の運行管理事務及び公印の管理状況について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

4. その他の事務について

収受発送件名簿及び勤務動態簿に係る事務について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

